

**第 10 期川口市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画策定業務委託
(計画策定業務)
仕様書**

川 口 市

(福祉部 介護保険課)

1 件名

第 10 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務（以下「本業務」という。）

2 目的

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき、本市の市民ニーズや日常生活圏域ごとの現状と課題、国の動向等を踏まえ、令和 9 年度から令和 11 年度を実施期間とする「第 10 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第 10 期計画」という。）」を策定するもの。

3 業務内容

（１）第 9 期計画進捗状況の評価・分析等

第 9 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について、成果や課題の分析評価を行い、それを踏まえた第 10 期計画期間中に必要となる高齢者福祉施策及び介護保険施策の抽出・整理を、必要なアドバイスと共に行う。

（２）計画策定における進行管理、打合せ協議等

第 10 期計画を策定するにあたり、その作業内容を明確にし、スケジュールの進行管理を行う。また、庁内打合せ会議等に参加し、必要な資料の作成と、必要に応じて説明を行う。その都度、打合書の記録簿を作成し、提出する。

（３）関連会議への出席及び事務局支援

川口市介護保険運営協議会ほか関連する会議等に参加し、必要に応じて説明等を行うとともに、資料作成等で発注者の支援を行う。また、出席に際し、会議の内容を簡潔にまとめ、会議録として提出する（介護保険運営協議会の場合は、発注者の指定するフォーマットとする）。

なお、介護保険運営協議会開催回数については、概ね 10 回（本会 5 回、部会 4 回（2 部会ごと、各 2 回））を見込んでいく。

（４）第 10 期計画策定関係

ア 基礎調査結果を踏まえた現状の確認・整理

令和 7 年度に実施する川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画改訂基礎調査の結果から、日常生活圏域ごとの高齢者の現状、抽出されたニーズを確認・整理し、第 10 期計画に反映するための準備を行う。

イ 地域包括ケアシステム構築状況の評価支援

令和 22 年（2040 年）を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進していくにあたり、地域包括ケアシステム構築状況、日常生活圏域ごとの現状と課題等の分析評価や、第 10 期計画に反映させる手法について、提案・支援を行う。

ウ 計画骨子案・計画素案の策定

上記ア・イの結果や国から示される基本指針等を踏まえ、第 10 期計画の全体構成、基本理念、基本方針（大目標・中目標）の検討・設定、大目標と現状との差の要因・課題の整理、対策としての施策（体系）についての提案を行う。

なお、施策の設定にあたっては、高齢者福祉・介護保険の両施策について、計画期間内における年度ごとの定量目標の設定を行うものとし、その量の確保のための方策についても提案する。

また、上位計画（地域共生社会推進計画）・関連計画（障害者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、データヘルス計画等）に基づく施策の影響、関連会議で提案された意見や専門職等への意見聴取、パブリックコメントの結果等を踏まえ、発注者と協議を重ねた上で、段階的に計画骨子案、計画素案を策定していくものとする。

エ 総人口、高齢者人口、要支援・要介護認定者数の推計

本市の総人口、高齢者人口（前期高齢者・後期高齢者の内訳を含む）、要支援・要介護認定者数について、令和 9 年から令和 22 年（2040 年）を目途とする将来推計を行う。

推計にあたっては、地域包括ケア「見える化」システム、その他必要なデータを活用する。

オ 介護保険サービスの供給量の推計及び介護保険料額の算出

地域包括ケア「見える化」システムの活用などにより、本市の過去の給付実績や人口推計、要支援・要介護認定者数推計、他保険者との比較値、本市の地域区分の変更などの状況変化等を踏まえた、介護保険サービスの種類ごとの見込み量及び給付費、第 1 号被保険者の保険料額について、都度シミュレーションを行い最終的に事業計画値を算出する。

また、介護保険サービスの種別毎のサービス量の見込みと、相関する施設・地域密着型の事業所整備数の見込み、見込み量確保のための方策について提案する。

カ 最終的な計画案の策定

上記ア～オの内容、その他関係資料を加え第 10 期計画の最終案を策定し、発注者の承認のもと、成果品として納入するものとする。

キ その他支援等

その他、第 10 期計画を策定するにあたり、国の動向調査や先進自治体の情報収集等について必要な助言と支援を行う。

また、本業務の期間内において、法律改正や制度改正の情報を取りまとめ、逐

次情報提供する。なお、情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、地域福祉に関する分野及び川口市が把握しておくべき分野を網羅することとする。

(5) パブリックコメント支援

パブリックコメント実施に必要な資料作成等の支援を行う。

(6) 介護関係例規情報提供

本市の介護保険関連の例規改正に必要な情報収集及び提供を行う。

4 履行場所

川口市青木2-1-1

川口市福祉部介護保険課・長寿支援課

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 成果品

(1) 計画書冊子

第10期計画書 A4版 250部

表紙：フルカラー

本文：2色刷り約100頁

ただし、以下の内容については、カラー印刷とする。

(ア) 冒頭のあいさつ文掲載ページの市長の写真

(イ) 内容上、カラーで掲載することが望ましい図・挿絵等(15頁程度)

(2) 電子データ

MS-Word形式及びPDF形式で、CD-R等の記録媒体に格納して納品

(3) その他本市が必要とする報告資料、関係データ一式

(例：5(4)ア～キにおいて積算した数値の算出根拠(数値の羅列のみにとどまらず、その過程・根拠・出典等を明文化したもの)など)

7 納品

受注者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に受注者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受注者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する費用は受注者の負担とする。

8 その他一般事項

(1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者が協議の上決定する。

(2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務責任者と発注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者等は、月1回以上発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

(3) 本業務に係る問い合わせ等については以下の体制を整備すること。

ア 発注者の営業時間内に受注者の業務担当者が勤務し、問い合わせに対応可能とすること

イ 発注者の問い合わせに対し、受注者が24時間以内に返答すること

ウ 特定の担当者が不在の場合、事業継続のために別の担当者が対応すること

(4) 本業務の成果品については、著作権その他一切の権利は本市に帰属し、受注者は発注者の許可なくこれを使用し、貸与し、公表してはならない。

(5) 本業務において、受注者の担当技術者は2名以上とすること。

担当技術者のうち1名は、同種業務で実績を有し、専門的な立場で高齢者福祉・介護保険施策について提言出来る管理技術者を配置すること。

(6) 本業務の履行にあたり必要となる行政上の資料等については、その都度発注者が受注者に貸与する。受注者は、貸与された資料について十分な注意を払い取り扱うものとし、発注者の許可なく第三者に公表または貸与してはならない。また、貸与の必要がなくなった場合は、速やかに返却すること。